

いわき市復興推進計画

平成 26 年 6 月 13 日
福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。当市においても沿岸部の集落が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には当市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生するなど、当市内の全域において、住宅や、水道をはじめとする社会インフラ等に多大な被害が及ぶところとなった。さらに、原発事故に起因する風評被害が重なったことで、ガソリンや食料品などをはじめとする様々な物資の当市への供給が滞り、市民生活に大きな混乱が生じたところである。

この震災により、当市内では 70% 以上の事業所において建物や設備に被害が発生したほか、原発事故に起因する風評被害も重なったことで、当市の基幹産業である製造業では、年間出荷額が震災前と比較して約 15% も減少しており、当市の経済は厳しい状況に直面している。

このような中で、当市経済の一刻も早い復興を図るため、当市の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することを通じて、立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに、雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、当市製造業における年間出荷額の約 20% を占める中核的産業である化学工業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地するあすか製薬株式会社（以下「対象事業者」という。）が、泉町において、医薬品製造設備増設工事を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当市の化学工業は、市内の製造業の従業員数において第1位、年間出荷額において第2位の地位を占めており、情報通信機械器具製造業、食料品製造業、金属製品製造業等と並ぶ当市の中核的産業である。その中でも、今般の医薬品製造設備増設工事は、当市における化学工業の製造品出荷額の約21%を占める対象事業者が実施するものである。また、本件は対象事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資であって、事業費が年間の減価償却費を超えるものである。

したがって、化学工業の核となる立地企業が行う本事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を図るとともに、雇用機会の創出を図ることを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

医薬品製造設備増設工事を行う対象事業者は、当市の化学工業における代表的な企業であり、その売上高は当市に事業所を有する化学工業の事業者の中でもトップクラスとなっている。このため、当該計画の実施により、医薬品の生産能力が向上することとなり、関連する産業の活性化が図られることを通じて、地域産業の核としての重要性が増すことが期待され、事業用施設等の整備により雇用が創出される。

これらの効果は、当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。